

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

開成町長 山 神 裕

1 令和5年度決算に基づく開成町の健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	5.6 (25.0)	31.8 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」と表記する。
- (2) 括弧内は開成町における早期健全化基準である。

2 令和5年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
開成町水道事業会計	— (20.0)
開成町下水道事業会計	— (20.0)
開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計	— (20.0)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」と表記する。
- (2) 括弧内は開成町における経営健全化基準である。

令和5年度開成町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく財政の健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

1 審査の内容

(1) 令和5年度一般会計、各特別会計及び企業会計決算に基づく健全化判断比率を算定することにより、町の財政状況を客観的に表し、財政の健全化を判断するための財政指標

① 実質赤字比率

一般会計、給食事業特別会計及び駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計の赤字の大きさの財政規模に対する割合

② 連結実質赤字比率

一般会計、すべての特別会計に加え、企業会計を含めた赤字の大きさの財政規模に対する割合

③ 実質公債費比率

町債の返済額（公債費）の大きさの財政規模に対する割合

④ 将来負担比率

町債、借入金などの負債の大きさの財政規模に対する割合

(2) 令和5年度企業会計決算に基づく資金不足比率

企業会計（水道事業、下水道事業、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業）の資金不足を、事業規模を表す料金収入と比較する財政指標

2 審査の期日

令和6年7月25日

3 審査の方法

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が法等の規定に基づいて算定され、その書類が適正に作成されているか審査した。

4 審査の結果

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計、給食事業特別会計及び駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計とも赤字額がない。

② 連結実質赤字比率

一般会計、すべての特別会計及び企業会計とも赤字額がない。

③ 実質公債費比率

令和5年度は5.6%である。

④ 将来負担比率

令和5年度は31.8%である。

(参考)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.6%	31.8%
15.00%	20.00%	25.0%	350.0%

* 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

* 下段は開成町における早期健全化基準

(2) 資金不足比率

会計の区分	資金不足比率
水道事業会計	—
	20.0%
下水道事業会計	—
	20.0%
駅前通り線周辺 地区土地区画整 理事業特別会計	—
	20.0%

* 資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

* 下段は開成町における経営健全化基準

健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法等の規定に基づき算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されていると認められる。

また、健全化判断比率及び資金不足比率とも特段の問題はなく、一般会計、各特別会計及び企業会計において、健全な財政運営がなされている。

令和6年8月5日

開成町長 山神 裕 様

開成町監査委員 樫村 雄一

開成町監査委員 吉田 敏郎